



インターナショナル・ジャッジ・マニュアル

N 節

規則 2 と規則 69

目 次	ページ
N 規則 2 と規則 69	
N.1 規則 2 公正な帆走	N 2
N.2 規則 69 の審問	N 2
N.2.1 プロテスト委員会は規則 69 に基づく処置をいつ起こすのがよいか？	N 2
N.2.2 規則 69 の審問を受けるのは誰か？	N 2
N.2.3 不品行の期間	N 3
N.2.4 不品行の行われた場所	N 3
N.2.5 プロテスト委員会による準備	N 3
N.2.6 書面でその者に通告すること	N 4
N.2.7 規則 69 の審問開始の根拠の例	N 4
N.2.8 軽減する状況	N 4
N.2.9 審問	N 5
N.2.10 訴訟	N 6
N.2.11 出席しない当事者	N 6
N.2.12 ケースの却下	N 7
N.2.13 ペナルティー	N 7
N.2.14 ISAF レガッタ・レポートにケースの詳細を報告すること	N 7
N.2.15 判決の上告	N 7
N.2.16 各国連盟への報告	N 7
N.2.17 各国連盟による処置	N 8
添付 A	N 8

N.1 規則 2 公正な帆走

規則 2 は、5 つのセーリングの基本規則の内の 1 つである。『ISAF ケース・ブック』には、この規則およびスポーツマンシップとフェア・プレイの原則の違反とみなし得る行動についてのガイダンスが示されている。艇、プロテスト委員会またはレース委員会は、この規則に基づき抗議することができる。艇は、この規則に違反したことが明確に立証された場合にのみ、ペナルティーが課される。この結果としての失格は艇のシリーズの得点から除外されない (DNE)。

N.2 規則 69 の審問

規則 69 の審問は、次の 4 つの主なやり方で、他の審問とは別で、異なっている。

- 規則 69 に基づく処置は、抗議ではない。
- 規則 69 に基づく処置は、競技者に対してであって、艇に対してではない。
- 規則 69 に基づく処置は、プロテスト委員会のみが発議することができる。
- 報告を受け取った場合に、プロテスト委員会は、審問を進めるか否かの絶対的な裁量を有している。

プロテスト委員会は、規則 69 の審問を自身の決断か誰かからの口頭または書面の報告を受け取った後のいずれかで発議し、この誰かはレガッタに関係していない者が含まれる。

N2.1 プロテスト委員会は規則 69 に基づく処置をいつ起こすのがよいか？

世界中のセーラーの間での倫理行動の基準は、非常に多様化しており、道徳的行動の問題で個人を教育することは、インターナショナル・ジャッジまたはナショナル・ジャッジの責任ではない。規則 69.1 (a) に基づき、「競技者」は、規則またはグッド・マナーもしくはスポーツマンシップの重大な違反や、セーリング・スポーツの名誉を傷つけることを含む重大な不正行為をしてはならない。

ただし、承知の上で規則違反をする競技者に厳しいペナルティーを課すことは、セーリング・スポーツの健全な発展のために必須のことである。競技者が自身の有利さを得るために故意に規則違反する場合、または故意の違反が傷害を起こした場合、競技者が審問でだます、うそをつく、またはスポーツの名誉を傷つけるなんらかのやり方で行動する場合には、プロテスト委員会は、規則 69 に基づく処置を取ることを勧める。

このような処置は、2 つの規則を通して扱われる。規則 2 は、艇およびそのオーナーは、一般に認められているスポーツマンシップとフェア・プレイの原則に従って競技しなければならないことを求めている。一方、規則 69 は、競技者がこのような不品行を犯した場合に、プロテスト委員会が採用する手順を記載している。

N.2.2 規則 69 の審問を受けるのは誰か？

規則 69 は、用語「競技者」を用いている。競技者は、艇のオーナーおよび乗員メンバーを意味している。

2013-2016 規則の下では、コーチ、支援要員、その他の競技者でない者は、規則 69 に支配されない。したがって、プロテスト委員会は、この規則に基づき審問を開催することも、規則 69.3 に基づき相応する MNA に対し、その者の行動について報告書を送付することもできない。

ただし、プロテスト委員会は、自身の観察または受け取った報告から、コーチ、その他の競技者でない者が規則またはグッド・マナーもしくはスポーツマンシップの重大な違反や、セーリング・スポーツの名誉を傷つけることを含む重大な不正行為を犯したと思

われる場合、規則 63 の要件すべてに従い、申し立てる違反行為を当事者と考えられる者に渡して審問を実施すると記述する規定を帆走指示書に含めることができる。プロテスト委員会は、支援者が申し立てられた不正行為を犯していたと決定する場合には、登録の取り消し要求、レガッタ・エリアとレガッタ・サービスへのアクセス禁止、その権限内でその他の処置を行うことができる。

コーチが大会期間中に大問題となった場合には、プロテスト委員会は、規則に従っている競技者とコーチのために処置することを勧める。プロテスト委員会は、話し合いのためにコーチを呼び出し、調査することを勧める。その後、不法行為の重大性によってプロテスト委員会は異なる処置を行うことができる。即ち、主催団体に問題を報告し、例えば次のことを求める。

a) クラブへのコーチの立入禁止、または b) コーチ登録の削除、または両方その他。

プロテスト委員会は、大会にもよるが、MNA または ISAF または両方に報告書を送付し、望む場合に、処置の提案する方向を含めることができる。これらの処置すべては規則 69 に基づいて行うことはできないので、MNA は規則 69.3 に記載されている手順に従う義務はない。

N.2.3 不品行の期間

不品行は、大会の開会の直前から授賞式の直後までの間に起こったものでなければならない。従って、プロテスト委員会は、大会の直前の行動が規則 76 に基づく参加申込の排除をもたらすことがあるとしても、大会の開始前に起こした競技者による不品行を扱うための規則 69 の審問を開催することは自由にできない。

N.2.4 不品行の行われた場所

N2.3 にて確立された期間内で不品行が大会と容易に結びつく場合に限り、時間と場所は無関係である。例えば、レガッタ開催地と関係のない公共の場所でけんかの間に暴行に関与し、セーリング・スポーツの名誉を傷つけた競技者は、レガッタの開催地に無関係な公共の場所ではあるが、暴行を含む激しいけんかにかかわった場合には、規則 69 の審問の対象になりうる。他方、競技者とレガッタに無関係な誰かとの間で、競技者がレガッタで競技していることを知っている者がいなくて内々にまたは人前で行われた場合には、プロテスト委員会が規則 69 の審問を行うことは、おそらく不適切であろう。

N.2.5 プロテスト委員会による準備

プロテスト委員会は、規則 69 の審問を召集する前に、先ず自分の準備をすることを勧める。プロテスト委員会は、規則 69 の意義についてはっきりとした見解と従うべき手順を得ようとする。自身の感情に批判的になること。だれも規則 69 の審問に慣らされておらず、インシデントがプロテスト委員会メンバーだけに限らず、大会に関係した多くの人々にとっても多くの感情をもたらすことがある。冷静で、抑制したままであること。審問の場を認識していること。

規則 69 を注意深く読み始めること。規則の言外の意味を話し合い、可能性のある違反について話し合うこと。

規則 M5 を再読し、従うべき手順を確実に知ること。審問の間に起こるかもしれないこととそれへの回答について考え、プロテスト委員会内で手順を話し合うこと。任務をメンバー間で委任すれば、より容易になる。1人は審問の議長を務め、別の者は書記となる。

規則 69 違反を訴えられた者に渡す申立書を作成すること。

審問にジュニアやユースが関係している場合には、親、保護者またはコーチを手順についての証人として確実に出席させること。D 節（ジャッジとジュニア・セーラー）も参照。

N.2.6 書面でその者に通告すること

関係した者には、申し立てられた不正行為および審問の時刻と場所についてまず書面で通告しなければならない（規則 69.2 (a)）。プロテスト委員会が抗議審問の間に不正行為の証拠を知った場合には、その審問で規則 69 を扱うことはできない。プロテスト委員会はその審問が終了後に申立書を作成し、速やかに競技者にそのステートメントを届けなければならない。競技者が直ちに審問を進めることを承認している場合でさえ、待つこと。競技者には反論を準備するために適切な時間を与えなければならない。競技者が申し立てを見直し、証人を集め、審問中に支援してくれる人を見つけるための十分な時間を与えるように規則 69 の審問の予定を立てる。

N.2.7 規則 69 の審問開始の根拠の例

- グッド・マナーの重大な違反。グッド・マナーの違反が重大であるか否かは、他の人達（競技者、競技役員または一般の人）が行動により不快になったかどうかによって左右される。ある状況では許容できる行動かも知れないことが、別の状況では完全に許容できないことがある。テレビで汚い言葉を一般的に用いていることは、ある若い者がこのような言葉が他人にいかほど不快を与えているかを理解するのを難しくしている。このことは、一貫させるためには難しい分野であり、ののしる場合には、言葉自身よりも言葉の後にある感情で判断するとよい。
- よきスポーツマンシップに対する重大な違反。このことには、だますことを含む（規則 2 違反による有利となるための行動、審問でうそをつくこと、その他）。規則違反があった場合には、わざとしたのではないと推測される通常の抗議と違って、「意図すること」は、よきスポーツマンシップの重大な違反に対する基本にかかわることである。

規則 69 に基づく処置が適切である場合の例としては、プロテスト委員会が次の証言に気づいた場合であろう。

- 審問でうそをつくこと
- 不公正な有利さを得る意図で故意に規則違反すること
- おどす行為または人対人の身体の接触
- 計測していない艇を合格とするために書類を偽造すること
- 主催団体の要件に従うことを計画的または故意に拒絶すること
- 故意に他艇を損傷させること
- 競技役員を侮辱すること
- 窃盗
- 酔態
- けんか

N.2.8 軽減する状況

プロテスト委員会メンバーは、人によっては「冷静」のままであるための最小の包容力しか持っておらず、他の人達よりより簡単に理性を失うことがあることを覚えておくこ

とを勧める。プロテスト委員会は、衝動的または自発的であると見えるインシデントに関して、不快感を与えた当事者による陳謝を考慮することが賢明である。

N.2.9 審問

規則 69 の審問では、形式的雰囲気を保ち、競技者に申し立てに答えるために十分な機会を確実に与えることが、特に重要である。書面の弁明は手続を進める上で重要である。審問は、規則 63.2、63.3、63.4 および 63.6 に従って開催されなければならない。

規則 69.1 (a) で規定しているとおり、重大な不正行為の行動は、規則またはグッド・マナーもしくはスポーツマンシップの重大な違反や、セーリング・スポーツの名誉を傷つけることである。規則 69.2 (c) では、プロテスト委員会が申し立てに不正行為の重大性に留意した上で、競技者が規則 69.1 (a) に違反したか否かを「十分に納得して」認定することを求めている。この立証基準の次の説明は、ISAF ケース 122 を基にしている。

『十分に納得』は裁判所または裁定審問でよく用いられる 3 つの立証基準のうちの 1 つである。3 つの立証基準は、次の通りに手議され、用いられる。

- 「確からしさの度合い」は、「証拠の優越性」としても知られている。この立証基準では、特定の事実が起こらなかったよりも起こった可能性が高いかどうかの基準で証拠を評価しなければならない。その申立てを裏付けるいくつかの証拠と対立する他の証拠があり得る。決定は、大多数の証拠に基づく。
- 「合理的疑いの余地のない立証」 この立証基準では、特定の事実が起こったかどうかを疑わしくする重大な証拠があるかどうかを決定しなければならない。合理的疑いがある場合には、そのケースは却下されなければならない。最高の立証基準は、刑法で用いられる。
- 「十分に納得」 この立証基準は、「確からしさの度合い」基準より大きい、「合理的疑いの余地のない」基準よりは小さい。プロテスト委員会に持ち込まれた申し立ての重大さに基づき、この 2 つの限界の間に、立証基準は変動する。そのため、申し立てが重大であればあるほど、プロテスト委員会の基準は厳しくなるとよい。「十分に納得」はドーピングのケースで同様にスポーツ仲裁裁判所で用いられる基準である。

申し立てが競技者に対して証明されるまで、競技者は無実であると見なされなければならないことも、懲戒手続きでの基本原則である。したがって、「十分に納得」のテストの一部が、プロテスト委員会に示された証拠が、競技者がもはや無実であると推定されないことを意味するに十分であるか否かである。

『セーリング競技規則』の序文の用語の最後の文は、用語「十分に納得」は「一般用語として通常理解される意味」で規則 69.2 (c) 中で用いられていると言っている。「十分に」と「納得」の両方とも、日常会話で頻繁に用いられ、したがってほとんどのジャッジが一般的な用いられ方をよく知っている。ジャッジは、到達した結論に「不十分」と感じるかどうかとも検討することができよう。不十分である場合には、十分に納得はしていない。

規則 69 の決定で、プロテスト委員会は、規則 69.2 (c) (1) または 69.2 (c) (2) に基づき競技者または艇に警告するまたはペナルティーを課す前に、次の質問の両方に回答が「イエス」でなければならない。

- 認定した事実が申し立てられた行為が起こったことを立証していることに、プロテスト委員会は十分に納得したか？

- 起こった事実は重大な違反であったと、プロテスト委員会は十分に納得したのか？
- 重大な不正行為の行動は、規則またはグッド・マナーもしくはスポーツマンシップの重大な違反や、セーリング・スポーツの名誉を傷つけることであると規則 69.1 (a) で規定している。

N.2.10 訴訟

過去に、競技者がプロテスト委員会に対して、名誉棄損でプロテスト委員会メンバーを訴えると脅すような、脅しをかけた。(名誉棄損の辞書の定義は、「書面によるまたは恒久的な陳述、絵、その他による、恒久的な形式での中傷的な事項の公表」である) このような可能性で、必要になったときに、プロテスト委員会が処置をとることを思い止まらなことが望まれる。

これらの規則は、すべての抗議審問に適用されるが、規則 69 の審問の重大性のために、繰り返す価値がある。

- 有罪の確率が高いことを示す証拠が手元にあるときのみ、規則 69 の審問を発議することを勧める。
- 競技者には、書面での申し立てと弁明を準備するために妥当な機会を与えなければならない。
- 審問中に、競技者に対し証言を述べるためと証人を呼ぶための十分な機会を与え、手順は正確に忠実に守ることを勧める。
- 述べられた証言の書面による記録を残さなければならない。
- プロテスト委員会の「十分に納得」のテストを適用するのがよい。「確からしさの度合い」のテストが適切である抗議審問とはまったく異なっている。
注：立証基準は、国内の規定により違っていることがある。
- 公式掲示板には、通常の審問結果以外、結果の公表は行わないことを勧める。

規則 3 に基づき、それぞれの競技者と艇のオーナーは競技規則に従い、課せられたペナルティーまたは取られたその他の処置を受け入れることに同意しているが、上告と見直しの手順を条件として、国によって自由裁判は、規則 69 に基づきプロテスト委員会が判決する競技規則よりもより大きい権限があると述べている。

民事裁判の手続外で生じるコストに対してプロテスト委員会メンバーが保険をかけることは、いくつかの国では適切であるかもしれない。競技者によりもたらされる行動は、うまくいかないことがあるが、弁明のコストはかなりになることがある。

N.2.11 出席しない当事者

規則 69.2 (a) には、競技者が審問に出席できないもっともな理由がある場合には、プロテスト委員会は審問の日時を再設定しなければならないと記載されている。

規則 69.2 (e) では、競技者が審問に出席できないもっともな理由を示さず、かつ審問の場に現れない場合には、プロテスト委員会は競技者が出席しなくとも審問を実施することができることと記載している。プロテスト委員会が審問を行い、競技者にペナルティーを課した場合には、規則 69.2 (d) に基づき作成する報告書に、認定した事実、判決および理由を含めなければならない。

規則 69.2 (f) に基づき、プロテスト委員会が競技者の出席なしには審問を実施しないことを選んだ場合、または競技者が出席するのに妥当と思われる審問の日時と場所が設定で

きない場合には、プロテスト委員会はすべての入手可能な情報を集め、その申立てが正当と思われる場合には、当該各国連盟に報告しなければならない。プロテスト委員会が規則 89.2 (b) に基づき ISAF が任命したインターナショナル・ジュリーの場合には、その報告書のコピーを ISAF へ送付しなければならない。

規則 69.2 (g) では、プロテスト委員会が大会を離れてから、規則 69.1 (a) 違反を申し立てる報告を受け取った場合、レース委員会または主催団体は、この規則に基づき進めるために新しいプロテスト委員会を任命することができることを扱っている。

N.2.12 ケースの却下

審問後、訴えられた競技者が、申し立てられた不品行について「無罪」と判明した場合、プロテスト委員会はこのことを完全に明らかにしなければならない。規則 69 審問のニュースは、レガッタ全体に広がっており、競技者の名前を公に明らかにすることが重要である。

N.2.13 ペナルティー

競技者が「有罪」とわかった場合には、規則 69 の審問は、ペナルティーを課さなければならないことだけではなく、警告することができる。例えば、重大でない不品行の後、謝罪がある場合には、警告で十分なことがある。警告は、各国連盟には報告されない。

プロテスト委員会は、大会またはシリーズのその後の参加から競技者と適切な場合その艇を排除することができ、その他の適切な懲戒処置をとることができる。プロテスト委員会には管轄外である大会外でペナルティーを課す権限はないので、最大のペナルティーはレガッタ全体でその競技者を失格とすることであろう。

N.2.14 ISAF レガッタ・レポートにケースの詳細を報告すること

プロテスト委員長のレガッタ・レポートには、ペナルティーを課したか否かにかかわらず、記録しなければならない。読む者がなぜ判決がなされたかを理解するために十分な詳細を含めることを勧める。ペナルティーを課さない場合には、名前は除外してよい。

N.2.15 判決の上告

プロテスト委員会が適切に構成されたインターナショナル・ジュリーでなかった場合にのみ、競技者は判決を上告することができる。

N.2.16 各国連盟への報告

警告はペナルティーではない。ペナルティーを課さない場合、各国連盟への報告は必要ない。ペナルティーを課した場合、そのケースを規則 69.2 (d) に示された各国連盟またはインターナショナル・ジュリーが規則 89.2 (b) に基づき ISAF により任命された場合には、ISAF に報告しなければならない。各国連盟は、さらにペナルティーを課すかどうかの決定を報告書に依存するので、報告書は詳細に記述することを勧める。プロテスト委員会がさらにペナルティーを課するのが適切と思われるかどうかを推奨することも役に立つ。重要なことを忘れないように、この報告書はできるだけ早く作成するようにする。

N.2.17 各国連盟による処置

各国連盟は、追加のペナルティーが適切であると決定した場合には、プロテスト委員会が従ったのと同じ手順に従わなければならない。競技者に通告して、各国連盟が任命した組織に出頭する機会を与えることを勧める。

添付 A

上記の条項から分かるように、規則 69 の現行の言い回しに基づきコーチ、すべての他の支援者に対して処置を取る場合に現在は大きな問題がある。

このことを打開するための提案する帆走指示を下記に記載する。

X 支援艇と支援要員

X.1 [支援艇についての通常の規則すべてをここに入れる]

X.2 [行為] [不正行為]

X.2.1 支援者は、[通常のリスト] してはならず、また規則またはグッド・マナーもしくはスポーツマンシップの重大な違反を含む重大な不正行為をしてはならない。

X.2.2 プロテスト委員会は、自身の観察または受け取った報告から、支援者が X.2.1 に違反したかかもしれないと考える場合、審問を招集することができる。

X.2.3 少なくとも 3 人のメンバーからなるプロテスト委員会は、支援者に当事者の権利すべてを与えて、規則 63.2、63.3、63.4、63.6 の手順に従い審問を実施しなければならない。

X.2.4 プロテスト委員会は、支援者が指示 X.2.1 に違反したと判決する場合、認定の取り消し要求、レガッタ・エリアまたはレガッタ・サービスへのアクセス禁止、その権限内でその他の処置を行うことができる。

さらに、艇のオーナー/競技者/親または未成年者の保護者が参加申込書に署名する場合、コーチと支援者もそのレガッタの帆走指示書の下に含めることができるように包括的な言い回しもあるように、競技者の参加申込書を変更することができよう。他の代替案は、コーチと支援者用の別の参加申し込みを持つことである。